

江府町告示第56号

江府町和牛振興事業費補助金交付要綱の一部改正をここに公布する。

令和6年9月20日

江府町長 白石祐治

江府町和牛振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和6年9月20日  
江府町告示第56号

江府町和牛振興事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後		改正前						
別表								
1 補助事業	2 補助事業者	3 補助金交付対象者	4 事業内容	5 補助対象経費	6 要件	7 補助率	8 補助限度額	9 備考
江府町和牛振興推進事業 (1)優秀受精卵購入補助	鳥取西部農協	江府町内畜産農家	県が別に定める血統の受精卵の活用	補助対象者が、県が別に定める血統の和牛受精卵を購入し、年度内に移植した場合の受精卵購入代。なお消費税は除くものとする。	1 県が別に定める血統の受精卵を事業年度内に購入し、移植すること。 2 受精卵を移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。 3 本事業により生産された産子は、県内で和牛を飼育する者又は県内で開催される和子牛セリ市場に出荷販売すること。自家保留する場合は繁殖雌牛又は肥育牛(出荷された肉は鳥取県産牛肉表示認定要領に定める「鳥取和牛」として販売されるものに限ること)として飼養すること。	1/4以内	補助金交付対象者あたり 10 卵/年 10,000 円/ 卵	
(2)OPU技術普及推進事業(体外受精卵作製)	鳥取西部農協	江府町内畜産農家	体外受精卵を移植した場合の補助	体外受精卵の作成費必要な経費。なお消費税は除くものとする。	1 町内で飼養されている雌牛からOPU技術によって作成された受精卵であること。 2 (公社)全国和牛登録協会による子牛登記が可能な方法で作製された受精卵であること。	定額	体外受精卵作製1回あたり 12,000 円	

(2)OPU 技術普及推進事業(体外受精卵移植)	鳥取西部農協	江府町内酪農家	体外受精卵移植に必要な経費。なお消費税は除くものとする。	1 体外受精卵移植は乳用牛に実施する場に限る。また移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。	定額	体外受精卵移植1回あたり 2,500円
--------------------------	--------	---------	------------------------------	--	----	------------------------

改正後

改正前

別表

1 補助事業  江府町和牛振興推進事業	2 補助事業者 鳥取西部農協	3 補助金交付対象者 江府町内畜産農家	4 事業内容 県が別に定める血統の活用	5 補助対象経費 補助対象者が、県が別に定める血統の和牛受精卵を購入し、年度内に移植した場合の受精卵購入代。なお消費税は除くものとする。	6 要件 1 県が別に定める血統の受精卵を事業年度内に購入し、移植すること。 2 受精卵を移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。 3 本事業により生産された産子は、県内で和牛を飼育する者又は県内で開催される和子牛セリ市場に出荷販売すること。自家保留する場合は繁殖雌牛又は肥育牛(出荷された肉は鳥取県産牛肉表示認定要領に定める「鳥取和牛」として販売されるものに限ること)として飼養すること。	7 補助率 1/4以内	8 補助限度額 10,000円/卵	9 備考

(2)OPU 技術普及推進事業(体外受精卵作製)	鳥取西部農協	江府町内畜産農家	体外受精卵を移植した場合の補助	体外受精卵の作成費 必要な経費。なお消費税は除くものとする。	1 町内で飼養されている雌牛から OPU 技術によって作成された受精卵であること。 2 (公社) 全国和牛登録協会による子牛登記が可能な方法で作製された受精卵であること。	定額	体外受精卵作製 1 回あたり 12,000 円
(2)OPU 技術普及推進事業(体外受精卵移植)	鳥取西部農協	江府町内酪農家		体外受精卵移植に必要な経費。なお消費税は除くものとする。	1 体外受精卵移植は乳用牛に実施する場に限る。また移植した場合には、直ちに移植証明書を作成すること。	定額	体外受精卵移植 1 回あたり 2,500 円

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 20 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。